

考えられる制度の概要

1 合意の内容

検察官は、被疑者又は被告人及び弁護人との間で、被疑者又は被告人が(1)に掲げる行為をする旨及び当該行為が行われた場合には検察官が被疑事件又は被告事件について(2)に掲げる行為をする旨の合意をすることができるものとする。

(1) 被疑者又は被告人において、次に掲げる行為をすること

ア 取調べにおいて他人の犯罪事実を明らかにするため真実の供述をすること

イ 他人の刑事事件の証人として真実の証言をすること

ウ 他人の犯罪事実を明らかにするため証拠物を提出し、又はその所在を教示すること

エ その他関連行為

(2) 検察官において、次に掲げる行為をすること

ア 公訴を提起しないこと

イ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し又はこれを維持すること

ウ 公訴を取り消すこと

エ 訴因又は罰条の撤回又は変更を請求すること

オ 即決裁判手続の申立てをすること

カ 略式命令の請求をすること

キ 求刑において特定の科刑意見を述べること

ク その他関連行為

2 合意の方式

1の合意は、検察官、被疑者・被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにして行うものとする。

3 合意成立時における公判手続の特則

(1) 検察官は、被告事件について当事者間で合意が成立しているときは、裁判所に対し、その旨を明らかにしなければならないものとする(裁判所は、合意の存在及び内容を把握した上で審理を行う。)

(2) 供述録取書等が合意に基づいてなされた供述を記録したものであるとき又は証人として尋問を請求しようとする者との間で合意が成立しているときは、検察官は、当該供述録取書等の取調べの請求又は当該証人尋問の請求に併せて、当該合意に係る書面の取調べを請求しなければならないもの

とする。

4 合意違反への対処等

検察官が合意に違反した場合において、被疑者又は被告人を保護する仕組みを設けるものとする。

【検討課題】

1 合意の内容

制度概要 1 の合意できる内容に関し、検察官が次の行為をすることに合意できるとすることの要否

- 即決裁判手続の申立てをすること
- 略式命令の請求をすること
- 求刑において特定の科刑意見を述べること

2 合意及びそれに向けた協議の手続の関与者等

- 送致事件において、司法警察職員は、合意及びそれに向けた協議にどのように関与するものとするか。また、合意に犯罪被害者等の意向を反映するためどのような方策が考えられるか。

3 合意違反への対処等

(1) 検察官による合意違反への対処

- 合意に違反する公訴権行使の効力の制限
 - ・ 公訴棄却
 - ・ 合意に違反する訴因等変更請求の却下
- 検察官が合意に違反した場合における合意に基づいて得られた証拠の使用制限
 - ・ 証拠の使用を制限するか。その趣旨・目的をどのように考えるか。
 - ・ 証拠の使用を制限する場合におけるその範囲の在り方

(2) 被疑者又は被告人による合意違反への対処

- 被疑者又は被告人が虚偽の供述をし又は偽変造証拠を提出するなどした場合の取扱い及びこれらの行為の処罰の要否

4 合意が成立しなかった場合の取扱い

- 合意不成立時の協議においてなされた供述の取扱い
 - ・ 協議における供述聴取の位置付け
 - ・ 合意が成立しなかった場合に、協議においてなされた供述の証拠使用を

制限するか。その趣旨・目的をどのように考えるか。

- ・ 証拠使用を制限する場合におけるその範囲の在り方

5 対象犯罪

6 その他

(1) 取調べの録音・録画制度との関係

- 協議開始前の取調べ及び合意成立後の合意に基づく供述を証拠化する取調べについて

(2) 捜査への影響

- 被疑者・被告人が制度を悪用して捜査の引き伸ばしやかく乱を図る事態が生じるとの懸念